

別紙3

【別添】

住民監査請求に対する意見書

第1 本件海外派遣の概要

1 海外派遣制度について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第100条第13項では「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定しており「当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため」であれば「議員を派遣することができる。」こととされている。これを受け千葉県議会会議規則（昭和35年千葉県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第134条では第1項で「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」、第2項で「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定している。

2 派遣決定までの流れ

本件議決に至るまでの経緯を述べると、最初に、令和6年2月7日の代表者会議で、自民党から「海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に関する調査等を実施し、もって、今後の県政の発展に資すること」を目的とした本件海外派遣の提案がなされ、各会派の代表により協議がなされた後、各会派等は推薦議員を同月20日の正午までに議会事務局の政務調査課へ報告することとされた。その後の報告に基づき、本件 海外派遣への参加予定者として本件議員10名が決定したことを受け、同月26日に本件 議員10名が参加した第1回の千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査団（以下「調査団」という。）の会議が開催され、河上茂議員を団長とすること及び調査計画書が決定され、同月27日に議長宛に提出した。

次いで、同月29日の代表者会議において、千葉県議会議員の海外派遣取扱要領（令和3年6月10日最終改正。以下「取扱要領」という。）第2の規定に基づき計画内容について諮り、協議された結果、議長は、本件海外派遣について、会議規則に基づき、本会議に提案することとした。

さらに、令和6年3月15日の議会運営委員会において、上程後、直ちに起立により採決することが決定され、同日、本件海外派遣については、会議規則第134条第2項の規定に従い、派遣の目的について「海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組に関する調査等を実施し、今後の県政の発展に資すること」と、場所について「ドイツ連邦共和国及びオランダ王国」と、期間について「令和6年5月下旬から概ね6日間」と、その他必要な事項として派遣議員10名の氏名を明らかにして、本会議において起立多数により議決された。

3 支出状況

千葉県議会事務局は、本件議員派遣の委託事業者である（株）JTBに対し、本件議員派遣において本件議員10名及び随行職員に対して旅費を支出させるに当たり必要となる宿泊料見積書及び航空券等見積書の提出を要請し、（株）JTBは令和6年5月9日航空券等見積

書を、同月13日宿泊料見積書を、それぞれ千葉県に提出した。

本件議員10名は当該見積書のとおり（株）JTBと契約することとし、その他の費用を含めた旅費全体16,909,435円について同月17日に概算払いの請求をした。このため、千葉県議会事務局の資金前渡職員は、千葉県知事に対して前渡資金の請求を行い、同月23日に支払いを受け、同日本件議員10名に対して旅費を概算払いした。その後、本件議員派遣終了後の6月14日に旅費を精算したところ精算金額は概算払い額と同額であった。

4 観察先の決定について

上記2に記載のとおり、令和6年2月26日、調査団が協議し、団長により作成された調査計画書には「調査項目」、「調査の目的理由」、「主な調査先」の欄があり、これらの欄には、どのような内容で、どのような調査先を訪問するのかについて記載されている。例えば、「主な調査先」の欄では「デュッセルドルフ市」「再生可能エネルギー関連企業等」「観光振興関係機関等」と記載されている。議会事務局は、これを前提に個別具体的な選定を進めることとしたが、民間の調査先の選定と調整については旅行業者に業務委託することが望ましいと判断し、委託業者の選定をプロポーザル方式（事業提案方式）により行ったものである。

最終的な調査先には「デュッセルドルフ市」、再生可能エネルギー関連企業として「アムステルダム港湾管理会社（Havenbedrijf Amsterdam N.V.）」「中部電力の現地法人（Chubu Electric Power Company Netherlands B.V.）」、観光振興関係機関として「JNTO法兰クフルト事務所」が含まれるなど、調査団の団長が作成した調査計画書に従った調査先で調査を行ったものである。

第2 本件請求人の主張とこれに対する知事の意見

1 必要性について審議しない違法及び必要性判断での裁量権の範囲を逸脱し又は裁量権の濫用の違法との主張について

本件議員派遣については、上記第1の1及び2に記載のとおり、自治法第100条第13項及び会議規則第134条の規定に則り適正に議決されたものであり、違法ではない。

2 実態として不必要的海外派遣との主張について

請求人は、本件「6月本会議の本件海外派遣団長河上茂議員の報告から明らかな実態」、「訪問先はほとんど日本の組織の在外機関であった実態」、「環境省ホームページの再生可能エネルギー先進地の情報と比較してあきらかな実態」、「「調査先の提案」「観察内容の調査」をJTB千葉支店に業務委託していた実態」、「当初予算事業説明書から明らかな漫然と毎年予算化し行われている実態」において、本件海外派遣が不必要との主張をしている。

しかしながら、本件海外派遣については、次のとおり派遣について合理的な目的があり、計画（内容）も目的と関連性があることから適正に実施されたものであり、裁量権の行使に逸脱又は濫用はない。

（1）合理的な目的であることについて

ア 海外都市との交流の取組について

千葉県は、ヨーロッパでの県民の交流や本県の情報発信の拠点を確保することができ、人材育成や県経済の活性化も期待されることから、デュッセルドルフ市と令和元年5月25日に姉妹提携を行い、その後も様々な交流を実施していることから、デュッセルド

ルフ市における交流の取組について目的とすることは、千葉県の推進している施策と密接に関連している。

イ 再生可能エネルギー政策の取組について

千葉県は、令和4年3月28日付で「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」（以下「総合計画」という。）を策定しており、その総合計画において「地球温暖化対策の推進」を掲げているところ、再生可能エネルギー政策の取組について目的とすることは、千葉県の推進している施策と密接に関連している。

ウ 観光振興に係る取組について

千葉県は、総合計画の重点的な施策・取組の1つとして「インバウンドの推進」を掲げているところ、観光振興の取組について調査をすることは、千葉県の推進している施策と密接に関連している。

エ その他の取組について

本件議決の際に各議員に配布された資料の「1 目的」において「海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー政策の取組、観光振興に係る取組に関する調査等を実施し…」とあり、その前に列記してある施策についての調査を主目的としつつも、それ以外についても千葉県の施策と関連している取組について目的とすることができます、次の取組も本件海外派遣としたものである。

(ア) 循環型社会の構築に係る取組について

千葉県は、総合計画において「循環型社会の構築」を掲げているところ、循環型社会の構築に係る取組について調査することは、千葉県の推進している施策と密接に関連している。

(イ) 進出企業の状況について

千葉県は、総合計画において「県内企業の海外取引・輸出の促進」を掲げているところ、ドイツ・オランダに進出した企業の状況や、これらの国々のビジネス環境を調査することは千葉県の推進している施策と密接に関連している。

(2) 計画（内容）が目的と関連性があることについて

ア 6月1日の調査について

(ア) デュッセルドルフ市との姉妹提携5周年記念式典

デュッセルドルフ市との姉妹提携5周年記念式典については、海外都市との交流の取組を調査目的とした。また、午前10時30分から午前11時45分にかけて同市の市庁舎を訪問し姉妹提携5周年記念式典に参加し、千葉県知事、千葉県議会議長及び同市長のゴールデンブック及び姉妹提携確認書への署名を確認した後、本件議員10名が同市のケラー市長らと交流したことは目的と関連性が認められる。

(イ) 日本デー

日本デーについては、海外都市との交流の取組及び観光振興に係る取組を調査目的とした。また、デュッセルドルフ市の「日本デー」は欧洲最大規模の日本文化行事であり、姉妹都市であるデュッセルドルフ市民をはじめとした多数の日本及び日本文化に興味をもったドイツ国民などが参加しており、また、千葉県においてもPRブースを出展していることから、午後0時から午後0時30分にかけて、「日本デー」

開会式に出席し、その後、一旦 J E T R O デュッセルドルフを訪問した後、再び同会場に戻り、午後 3 時 30 分から午後 5 時にかけて千葉県 P R ブース等の視察や現地の参加者と交流をするなどした調査については、目的と関連性が認められる。

(ウ) J E T R O デュッセルドルフ事務所

J E T R O デュッセルドルフ事務所については、再生可能エネルギー政策の取組を調査目的とした。J E T R O は貿易・投資促進を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することなどを目標としており、そのため、海外事務所を通じて各国の産業政策等について情報収集をしていることから J E T R O デュッセルドルフ事務所を訪問し、午後 1 時 00 分から午後 2 時 00 分にかけて同事務所の所長からドイツの脱炭素化に向けた取組や再生可能エネルギー政策等の説明を受け、質疑応答を行った調査については、目的と関連性が認められる。

イ 6月 2 日の調査について

(ア) サーキュラーエコノミー実験区（デ・クーベル）

サーキュラーエコノミー実験区（デ・クーベル）については循環型社会の構築に係る取組を調査目的とした。デ・クーベルはオランダのアムステルダム市が公募によって選んだプロジェクトであり、地区内の電気を全て地区内で作られた再生可能エネルギーだけで賄うよう計画されており、廃船をオフィスなどに利用したりなどしていることから、午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分にかけて、同地区を訪問し、専門ガイドの説明を受け、質疑応答を行った調査については、目的と関連性が認められる。

(イ) 水上住宅

水上住宅については、再生可能エネルギー政策の取組、循環型社会の構築に係る取組を調査目的とした。同住宅については屋根面積の 1 / 3 以上の緑化、太陽光パネルの設置が求められ、また、シャワーの水などを循環利用するなど環境に配慮した生活を実践していることから、これを視察する調査については、目的と関連性が認められる。

ウ 令和 6 年 6 月 3 日の調査について

(ア) 在蘭日本商工会議所

在蘭日本商工会議所については、進出企業の状況を調査目的とした。また、日系企業が多数進出しているオランダにおいて在蘭日本商工会議所は会員数 372 社あり、日本とオランダの経済団体等との交流やオランダに進出してくる企業のサポートを実施していることから同所を訪問し、午前 9 時 00 分から午前 10 時 00 分にかけて、事務局長からオランダ進出のメリット・デメリットや現地情勢等について説明を受け、質疑応答を行った調査については、目的と関連性が認められる。

(イ) アムステルダム港

アムステルダム港については、再生可能エネルギー政策の取組を調査目的とした。同港は、欧州の主要なハブ港であり、水素についても一大輸送拠点となることを目指して取組を進めていることから同港を訪問し、午前 11 時 00 分から午後 0 時 30 分にかけて、副所長から同港におけるグリーン水素の輸入・貯蔵計画等の説明を

受け、質疑応答を行った調査については、目的との関連性が認められる。

(ウ) J E T R O アムステルダム事務所・中部電力株式会社の現地法人

J E T R O アムステルダム事務所・中部電力株式会社の現地法人については、再生可能エネルギー政策の取組を調査目的とした。J E T R O は貿易・投資促進を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することなどを目標としており、そのため、海外事務所を通じて各国の産業政策等について情報収集をしていることから J E T R O アムステルダム事務所を訪問し所長及びシニア・プロジェクト・マネージャーからオランダのエネルギー事情を、同国で風力発電事業を行っている中部電力(株)の現地法人のマネージャーから同社の再生可能エネルギー事業についての説明があり、質疑応答を行った調査については、目的と関連性が認められる。

エ 令和6年6月4日の調査について

(ア) J N T O フランクフルト事務所

J N T O フランクフルト事務所については、観光振興に係る取組を調査目的とした。同事務所は主にドイツ、ドイツ語圏スイス、オーストリア、中東欧を管轄しており訪日客（インバウンド）を増やすため、大きく分けて①訪日市場分析・統計、②訪日マーケティング（市場別）、③訪日マーケティング（テーマ別）、④地域へのインバウンド促進、⑤国内受入環境整備・向上支援、⑥M I C E の誘致・開催支援の活動を行っていることから、午前9時00分から午前10時00分にかけて、同事務所の所長からドイツ人の海外旅行需要や訪日概況等の説明を受け、質疑応答を行った調査については、目的と関連性が認められる。

(イ) フランクフルト日本法人会

フランクフルト日本法人会については、進出企業の状況を調査目的とした。また、同法人会は、ドイツ連邦政府や州政府等による100%の出資を受け、日系を含め海外企業を誘致するとともに、スムーズな事業開始と定着をサポートする公的機関であるフランクフルトマイン国際投資促進公社とともに、ドイツの税制や法改正などの最新情報を会員企業に提供するなど、現地のビジネス環境を熟知しており、同法人会を訪問し、午後1時00分から午後2時30分にかけて、事務局長、ディレクターから現地の産業構造や進出企業の状況等の説明を受け、質疑応答を行った調査については、目的と関連性が認められる。

(ウ) 在フランクフルト日本国総領事館

在フランクフルト日本国総領事館については、再生可能エネルギー政策の取組を調査目的とした。同総領事館は、通商問題の処理、政治・経済その他の情報の収集などの仕事を行っていることから、同領事館を訪問し、午後3時00分から午後5時00分にかけて同事務所の領事からドイツの経済、エネルギー、文化振興の政策についての説明を受け、質疑応答を行った調査については、目的と関連性が認められる。

(3) 個別の主張について

- ア 「1 6月本会議の本件海外派遣団長河上茂議員の報告から明らかな実態」及び「2 訪問先はほとんど日本の組織の在外機関であった実態」について

在外機関が、海外の現地に設けられている趣旨の一つは、国内における情報収集や対応では不十分だからであり、そうであるからこそ、在外機関には、所在地における独自の知見や経験が蓄積されている。そして、これら在外機関が所在する現地において、その属する環境のもとで担当者らの聞き取りにより現地の実情を調査することには、国内では得られない成果を得ることを可能にするものである。

イ 「3 「調査先の提案」「視察内容の調査」をJTB千葉支店に業務委託していた実態」について

旅行業者は、調査先の候補地について、具体的な調査先の存在やその内容及び移動や宿泊等の旅程、現地の治安等を含む実情について各種の業務上の情報を有しているから、調査先の選定にあたり専門的な知見と経験を有すると認められるものであり、事業提案方式により提案を求めたものである。なお、調査先の決定全般については、上記第1の4で主張したとおりである。

ウ 「4 環境省ホームページの再生可能エネルギー先進地の情報と比較して明らかな実態」について

国内にも調査すべき対象があるからといって、海外における調査が不要となるわけではない。国内とは法律も文化も事情も異なる地における取組を知ることは、有用な成果となり得るものである。

エ 「5 当初予算事業説明書から明らかな漫然と毎年予算化し行われている実態」について

海外派遣に係る予算については、議会で派遣の議決がなされれば速やかに執行する必要があることから、毎年度、当初予算に計上しているが、そのことが本件海外派遣に係る支出について違法又は不当な支出となる理由とはならない。なお、本件海外派遣の予算は、適正な議会の議決に基づいた適法なものである（自治法210条、211条1項、96条1項2号）。

3 地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項違反との主張について

議会及び知事には広い裁量が認められていることから、地方財政法4条1項及び自治法2条14項違反になるのは、その裁量を著しく逸脱したり、濫用したりする場合に限られるが、本件議決及び支出には、裁量の逸脱ないし濫用はない。

そもそも、本件旅費については、上記第1の2に記載のとおり適法になされた議決に基づき、同3に記載のとおり千葉県財務規則に則って支出していることから、適正に予算執行されており、違法性はない。

なお、議員に係る航空賃については、千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成30年千葉県条例第56号。以下、「議員報酬条例」という。）第5条第1項及び別表第二により、「職員に支給すべき額に相当する額」とされているところ、職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和29年千葉県条例第7号。以下、「職員旅費条例」という。）第2条第1項第2号及び第31条では、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下、「旅費法」という。）に規定する「国家公務員の例による。」とされている。

議員は千葉県民から選挙をもって選ばれた千葉県の議決機関の構成員であることから、千葉県では、旅費法第34条第1項第1号イに掲げる「指定職の職務にある者であつて一般職

の職員の給与に関する法律第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの」に相当するものとして取り扱うこととしているため、本件調査団の議員に対してビジネスクラス及びエコノミークラスの航空賃の額を支給したことは適正かつ違法性はない。

また、宿泊費については、議員報酬条例第5条第1項及び別表第二に規定がある一方、同条第3項には「特別の事情により又は旅行の性質上」同表の額によりがたいと認める場合には「議長が定める額の宿泊料若しくは食卓料を支給することができる。」と規定されている。

千葉県議会議長は、本件宿泊費について、①円安、②安全面及び緊急時における対応、③ドイツ・デュッセルドルフ市役所からの提案を理由に、議員報酬条例第5条第3項の「特別の事情」があり、同条例別表第二の額によりがたいと認め、本件各宿泊費を同項の「議長が定める額」とすることとしたものであって、適正かつ違法性はない。

4 不当な支出との主張について

議会には、広い裁量が認められているから、手続に瑕疵がなく適法になされた支出が、適法であるにもかかわらず不当であるとして返還請求の対象となることはないというべきである。また、仮に、支出が不当であることを理由として返還請求の対象となることがあるとの立場に立つとしても、返還請求が認められるのは、議会がその裁量を逸脱したり、著しく濫用する場合に限られる。本件海外派遣には、そのような裁量の逸脱ないし濫用はない。

第3 結論

以上で示したとおり、請求人が本請求の対象としたいずれの支出についても、法令等に従つて適正に執行された支出であることから、本件監査請求は棄却されるべきである。